

人事・労務に役立つ情報満載！

ニュースレター

by 金ちゃん先生



発行：トクナガ社会保険労務士事務所

〒561-0881 大阪府豊中市中桜塚 2-13-9

TEL 06-6850-8110 FAX 06-6855-3676

URL <http://www.tokunaga-sr.com> e-mail bpbz707@tcct.zaq.ne.jp

発行日：2023年6月29日 発行者：特定社会保険労務士 徳永金三郎

通算166号



耳寄り情報1

●身近な労働法の解説 —労働契約の成立と5原則—

1. 労働契約の成立

労契法6条は、「労働契約は、労働者が使用者に使用されて労働し、使用者がこれに対して賃金を支払うことについて、労働者及び使用者が合意することによって成立する」と定めています。

2. 条文の趣旨と解説

当事者の合意により契約が成立することは、契約の一般原則であり、労働契約についても当てはまります。6条はこの労働契約の成立についての基本原則である「合意の原則」を確認したものです。合意の要素は「労働者が使用者に使用されて労働」することおよび「使用者がこれに対して賃金を支払う」ことです。

労働契約は、労働契約の締結当事者である労働者及び使用者の合意のみにより成立します。したがって、労働契約の成立の要件としては、契約内容について書面を交付することまでは求められないものです（平24・8・10基発0810第2号、労働契約の締結に際し労働条件の書面明示が必要です（労基法15条））。

また、6条の労働契約の成立の要件としては、労働条件を詳細に定めていなかった場合であっても、労働契約そのものは成立し得ます。判例（最二小判昭54・7・20）では、採用内定により労働契約が成立していると解されたものがあります（始期付解約権留保付労働契約）。

3. 労働契約の5原則（3条）

労契法3条は、労働契約の基本的な理念及び労働契約に共通する原則を明らかにしています。

労使対等の原則	「労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする。」（1項） 労働条件の決定について労働者と使用者が対等の立場に立つべきことを規定した労基法2条1項と同様の趣旨です。
均衡考慮の原則	「労働契約は、労働者及び使用者が、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。」（2項） 均衡を考慮した労働契約の締結・変更を求めています。
仕事と生活の調和への配慮の原則	「労働契約は、労働者及び使用者が仕事と生活の調和にも配慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。」（3項） ワークライフバランスに配慮した労働契約の締結・変更を求めています。
信義誠実の原則	「労働者及び使用者は、労働契約を遵守するとともに、信義に従い誠実に、権利を行使し、及び義務を履行しなければならない」（4項） 民法1条2項の信義則は、労働契約にも適用されます。
権利濫用の禁止の原則	「労働者及び使用者は、労働契約に基づく権利の行使に当たっては、それを濫用することがあってはならない。」（5項） 民法1条3項の権利濫用の禁止は、労働契約にも適用されます。

陸上自衛隊八戸車両整備工場事件(最高裁昭和50年2月25日)

労働契約法の、安全配慮についての元になった判例です。

陸上自衛隊員が、自衛隊内の八戸車両整備工場で車両整備中にバックしてきたトラックにひかれて死亡した。国の公務員に対する『安全配慮義務』を認定した裁判例です

事件の概要と訴え

陸上自衛隊員が自衛隊内の八戸車両整備工場で車両整備中にバックしてきたトラックにひかれて死亡した。

死亡した隊員の両親が国に対し、『国は使用者として自衛隊員の服務につき、その生命に危険が生じないように注意し、人的物的環境を整備し、隊員の安全管理に万全を期すべき義務を負うにも関わらず、これを怠った』として、債務不履行に基づく損害賠償を求めて訴えを起こしました。

判決と解説

国と公務員の間にある義務として、国家公務員法、自衛隊法などで、

- (公務員の国に対する義務)
公務員が職務に専念する義務・法令・上司の命令に従うべき義務
- (国の公務員に対する義務)
給与支払い義務



を定めているが、これだけではなく、国は、公務員に対し、安全配慮義務を負っていると解すべきである。ここでいう安全配慮義務とは・・・

国が公務遂行のために設置すべき場所、施設もしくは器具等の設置管理又は公務員が国もしくは上司の指示のもとに遂行する公務の管理にあたって、公務員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮するべき義務のこと

この安全配慮義務の具体的内容は、公務員の職種、地位、具体的状況によって異なるものであり、自衛隊員の場合は、さらに、通常作業時・訓練時・防衛出動時・治安出動時・災害派遣時によっても異なるものです。

安全配慮義務は、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、その法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義上負う義務として一般的に認められるべきものである。なので、国と公務員の関係においても同じ。

【金ちゃん先生の一言】 『当然ですが、事故当事者の責任だけでなく、安全配慮義務として国の責任が認められて良かったですね。』

決定済み
施行前の改正

マイナンバーカードと健康保険証の一体化などを盛り込んだ改正法が成立

令和5年6月2日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（マイナンバー法等の一部改正法）」が可決・成立しました。施行時期は、基本的には、公布の日から起算して1年3か月以内の政令で定める日とされており、令和6年の秋ごろの施行になると見込まれていますが、早めに改正内容を確認しておきましょう。

マイナンバー法等の一部改正法のポイント（抜粋）

□ マイナンバーカードと健康保険証の一体化

〔マイナンバー法、健康保険法等の医療保険各法の改正〕

- ・乳児に交付するマイナンバーカードについて顔写真を不要とする。
- ・健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療等を受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供する。

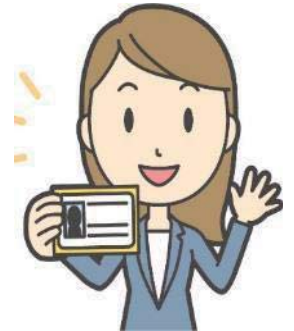
→すべての被保険者の円滑な保険診療を可能に

□ 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

〔戸籍法、住民基本台帳法、家事事件手続法、マイナンバー法、公的個人認証法の改正〕

- ・戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加。
- ・マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加。

→公証された振り仮名が各種手続での本人確認で利用可能に



★マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証を廃止、場合によっては資格確認書を提供）については、企業実務にも影響がでてきますね。具体的な情報が公表されましたら、改めてお伝えします。

なお、マイナンバー法等の一部改正法には、上記の他、マイナンバーの利用範囲の拡大、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し、マイナンバーカードの普及・利用促進、公金受取口座の登録促進（行政機関等経由登録の特例制度の創設）などが盛り込まれています。詳細につきましては、気軽にお尋ねください。

施行済みの改正

資格取得届への被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化（健保則等を改正）

「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第81号）」が、令和5年6月1日から施行されました。この改正省令により、資格取得届への被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化する等の見直しが図られています。ポイントを確認しておきましょう。



健保則等の一部改正省令のポイント（抜粋）

□ この改正省令は、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」の中間とりまとめ（令和5年2月）において、保険者の迅速かつ正確なデータ登録への対応が必要とされたことを踏まえ、健康保険法施行規則、船員保険法施行規則、国民健康保険法施行規則及び高齢者医療確保法施行規則について、所要の改正を行うものです。

（次ページへ続く）

豆知識情報

就業規則の作成及び届出 ②作成の手続(法90)

「使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。」また、「使用者は、当該届出をなすについて、当該意見を記した書面を添付しなければならない。」とされています。

□ たとえば、健康保険法施行規則（健保則）では、次のような改正が行われました。

- ① 健保則 24 条に規定する被保険者の資格取得に関する届出について、これまで様式において定めていた個人番号等の記載事項を健保則の規定中に列挙することで明確化するとともに、適用事業所の事業主は、当該届出に関し、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、又は記載事項に係る事実を確認することができるものとする。
- ② 資格取得に関する届出等を受けた保険者は、被保険者及び被扶養者が保険医療機関等でオンライン資格確認を受けることができるようにするため、当該届出等を受けた日から 5 日以内に、被保険者等の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法等により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に提供するものとする。



★マイナンバー法等の一部改正法による「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」を円滑に施行できるようにするための準備といえますね。健康保険の被保険者の資格取得等の手続の際に、個人番号（マイナンバー）の記載がなく、それを拒む社員がいた場合には、上記のような改正があったことを伝えたくて、その提出等を求めるとよいでしょう。

要確認

ウェブサイト改ざんについて注意喚起(警察庁・経産省)

警察庁、経済産業省から、サイバー警察局便り Vol.6 として、「御社のウェブサイト 改ざんされていますか？」という注意喚起がありました。自社のウェブサイトが改ざんされているかどうかの確認方法が紹介されています。ウェブサイトを開設している場合は、一度確認してみたいはいかがでしょうか？

.....御社のウェブサイト 改ざんされていませんか？(サイバー警察局便り) 粹.....

どうやったら改ざんされていることが分かるの？

自社ウェブサイトを検索してみましょう！

- ① 検索サイトで『site:(自社ドメイン)』と入力して検索！(www等のサーバ名は不要です。)
【例】自社のウェブサイトが「www.example.co.jp」の場合、「site:example.co.jp」と入力してください。
- ② 検索結果に**自社ドメインを使用した見覚えのないページが表示されたら、改ざん**(不正にファイルを蔵置)されています！

自社公式ウェブサイト

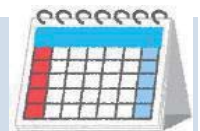
★万が一改ざんされていた場合は、自社の担当者等に連絡の上、不正なページの削除、せい弱性の修正等の対策を行う必要があります。また、アクセスログ等を保存の上、最寄りの警察署又は都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口に通報・相談するようにしましょう。

お仕事 カレンダー 7月



7/10

- 6月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 納期特例の適用を受けている源泉所得税(1~6月分)の納付期限
- 健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額算定基礎届の提出期限
- 労働保険の年度更新手続きの締切日



7/31

- 6月分健康保険料・厚生年金保険料の納付期限
- 5月決算法人の確定申告と納税・11月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
- 8月・11月・2月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)
- 労働者死傷病(休業4日未満)報告(4~6月分)の提出期限

◆あつがき◆ 6月なのに30°を超える日が当たり前の昨今。私の小さい時には考えられない事でした。トランプ前米大統領はガソリンの販売を促したいからか、地球温暖化が二酸化炭素の増大のせいとは認めなかったですがこれは明白な事です。又すぐ魔女狩りというのも責任逃れです。私はこんな人を次期大統領に再選するのはとんでもない事だと反対です。選挙権無いですが(笑)。